

職員処遇改善の取り組み 2023年度計画

地の星では「福祉・介護処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」、更に2022年2月新設の「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の申請をして職員の賃金・職場環境、資質の向上に取り組んでいます。

なお、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金は、同年10月より「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」となっております。

1、福祉・介護職員処遇改善加算

この制度は2011年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、この対象である障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に2012年度より創設されました。

地の星利用者の出席日数により給付される公費に一定の割合で積算された金額が交付されます。

* 年間総支給額（昇給分を除く） ⇒ 14,957,400円

① 対象となる職員（利用者に対して直接支援を行う職員）

生活支援員、世話人、職業指導員

加算により支給される手当は資格手当・夜勤手当・特別支援手当等で、毎月対象となる職員に支払われます。

② 対象とならない職員

管理者、サービス管理責任者、事務、栄養士、看護師、運転士、相談員

* 処遇改善の対象職員同様の手当を法人の負担で支給しています。

2、福祉・介護職員等特定処遇改善加算

2019年10月より始まった加算です。経験・技能のある職員に重点化を図りながら更なる処遇改善を進める制度です。職員集団をABCの3つのグループに分けます。

年度末評価・夜勤や送迎実施有無・保有資格等の状況により判断します。

非常勤者は勤務時間を常勤換算して支給します。

Aグループ（19名）

・ 経験技能のある障害福祉人材（有資格者、サービス管理責任者等）

・ 地の星で勤続5年以上の有国家資格者と勤続10年以上の直接支援職員（60歳未満）

・ 支給対象者（常勤13、非常勤2） ⇒ 年間3,490,800円

Bグループ（36名）

・ Aに該当しない障害福祉人材

・ Aグループ以外の直接支援職員

・ 支給対象者（常勤5、非常勤12） ⇒ 年間747,420円

Cグループ（16名）

- ・ 障害福祉人材以外の職員（管理者、事務など）
- ・ AグループとBグループ以外の職員
- ・ 支給対象者へ⇒年間168,000円

3、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続されるように2021年11月19日に収入を3%程度上げる措置が閣議決定された。

2022年2月から9月までの措置を処遇改善臨時特例交付金として実施し、同年10月から「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」となった。

- ・ 地の星は厚労省の意図を鑑み全職員へ引き続き毎月5,000円を支給します。非常勤職員への支給は常勤換算とします。